

美濃市森の環境づくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 美濃市の景観資源である森林を健全に育成し、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮する活動を推進するため、美濃市森の環境づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(取組み)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる取組みを実施するものとする。

- (1) 放置人工林対策に関する取組み
- (2) 里山景観林整備の推進に関する取組み
- (3) その他目的を達成するために必要な取組み

2 委員会は、毎年度末までに、その取組みの成果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 市内の森林・林業関係団体
- (3) 学識経験者
- (4) 一般公募者
- (5) その他市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠により委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後初の会議は市長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を開くことができる。

2 部会は、個別に検討すべき課題について協議し、協議結果を委員会へ報告するものとする。

3 部会の構成員は、委員の中から委員長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会長は構成員の中から互選し、副部会長は部会長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、その議長となる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、産業振興部産業課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。